

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	含み益課税の諸問題 : 平成22年生保年金最高裁判決を始点として
Author(s)	萱原, 佑治
Citation	広島大学マネジメント研究 , 24 : 49 - 49
Issue Date	2023-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00053808">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00053808</a>
Right	Copyright (c) 2023 by Author
Relation	



# 含み益課税の諸問題

—平成22年生保年金最高裁判決を始点として—

萱原 佑治

## 1. 研究の目的

本稿は、平成22年、最高裁によって下された長崎年金事件に関する判決（以下、平成22年最判と言う）によって浮かび上がった問題点を起点として、種々の問題を考察することにより、それらの問題を解決することを目的としている。

平成22年最判は所得税の非課税を定めた所得税法9条1項16号（現17号）を「同一の経済的価値への二重課税を排除するもの」と述べた。同一の経済的価値の対象資産が何であるのか不明瞭であったことなどにより、様々な裁判が提起されるに至った。そこで本稿は同一の経済的価値の対象を明らかにするために考察を始めたものである。

この考察を通じて論稿本文で「潜在的所得税債務」と述べているものが相続財産から差し引かれず、相続税の課税対象となっていることが本質ではないかと考えるに至った。同債務は、将来起こりうる債務であり、それは我が国が含み益について課税するべきと考えている故に起こりうるものである。

ところが、含み益への課税から逃れることができる可能性が存在する。それが後半で考察した国外転出の場合である。含み益への課税逃れが可能であれば、公平性を損なう結果となる。

以上のような問題意識から、前半においては平成22年最判の対象資産の考察を行う。中盤においては「潜在的所得税債務」やその解決方法を考察し、後半においては国外転出によって含み益への課税を免れる可能性を考察する。

## 2. 平成22年最判の対象資産

上述したとおり、同一の経済的価値に当たるものが対象資産となると考えられるところ、同一の経済的価値という言葉のみでは対象がどこまでなのかが不明である。そこで本稿は「相続による財産の移転」と「値上がり益の発生」が「同一の原因によって起こる資産」のみが同一の経済的価値に当たると判断した。具体的には平成22年最判で扱われた生命保険金、及びそれに類似した資産に限られるというものである。

## 3. 潜在的所得税債務の問題

対象資産の考察の中で相続税評価をされる資産の中に租税債務の控除がされているものとされていないものがあることが分かった。上述した「潜在的所得税債務」である。控除されている資産については所得の実現の確実性がある程度存在し、一定税率となるものであり、さらに源泉徴収が存在し「価格形成要因」とし

て控除されているものであった。しかし、控除されていない資産について確実性や一定税率、源泉徴収について控除されているものと同様に考えられる資産が存在し、なぜ控除できるのかという根源的な整理は不可能だった。

また、潜在的所得税債務の控除を法律によって行うという立法論によって根源的な解決を図ったが、現行法を変更するほどの理由を見出せず、断念した。

さらに、潜在的所得税債務の問題は取得価額が被相続人から相続人に引き継がれることによって発生するものである。それゆえ、みなし譲渡として含み益に対する課税関係を清算し、取得価額を更新することによって解決できると考えられ、これについて考察した。

我が国では譲渡所得について政策的な理由から所得実現時に課税するという清算課税の考え方を採用している。すなわち、本来所得の実現しないみなし譲渡において譲渡所得課税を行うためには、実現主義の例外とされるだけの理由が必要であると述べた。現状、みなし譲渡とされている限定承認における相続と国外転出時課税はどちらも実現主義の例外となる理由があり、相続の大半を占める単純承認の場合にまで適用することは不可能であることを考察した。すなわち、みなし譲渡もまた潜在的所得税債務の解決法としては不十分であると述べた。

## 4. 国外転出による含み益への課税逃れ

国外転出時課税の考察において、その立法趣旨が我が国の課税権から逃れることへの防止措置であることを述べた。つまり、国外転出時課税を免れることによって含み益に対する課税権からの離脱ができてしまう。具体的には、信託受益権の設定においてそのような状況が生じうることを述べた。

## 5. まとめ

潜在的所得税債務の問題は含み益へ将来生じうる所得税を控除しない相続課税によって税額が過大になってしまうというものである。一方、信託受益権を使った国外転出時課税を逃れられる可能性は、含み益へ将来生じうる所得税をそもそも免れられるという問題点である。やや性格は違うものの、共通した部分の多い問題であった。

以上、本稿において潜在的所得税債務については現状整理をするに留まったが、国外転出時課税については未だ考察の少ない部分に関して新たな考えを提示することができたと考える。